

新型コロナウイルス感染症について

このような不安 ございませんか？

- 資金繰りが心配だ
- 雇用を守りたい
- 反転攻勢に転じるための基礎を整備したい
- 活用できる支援策を知りたい

地方運輸局に特別相談窓口を設置し、宿泊事業者等の状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介や、財務局、経済産業局及び都道府県労働局等と連携した支援を行います。

《特別相談窓口連絡先》

相談窓口	電話番号	FAX
北海道運輸局 観光部 観光企画課 (北海道)	011-290-2700	011-290-2702
東北運輸局 観光部 観光企画課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	022-791-7509	022-791-7538
関東運輸局 観光部 観光企画課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)	045-211-1255	045-211-7270
北陸信越運輸局 観光部 観光企画課 (新潟県、富山県、石川県、長野県)	025-285-9181	025-285-9172
中部運輸局 観光部 観光企画課 (福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)	052-952-8045	052-952-8087
近畿運輸局 観光部 観光企画課 (滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県)	06-6949-6466	06-6949-6135
神戸運輸監理部 総務企画部 企画課 (兵庫県)	078-321-3144	078-321-3474
中国運輸局 観光部 観光企画課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	082-228-8701	082-228-9412
四国運輸局 観光部 観光企画課 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	087-802-6735	087-802-6732
九州運輸局 観光部 観光企画課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	092-472-2330	092-472-2334
内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 企画室 (沖縄県)	098-866-1812	098-860-2369

このほか、民間金融機関の資金繰り支援等に関する相談を金融庁（0120-156811（フリーダイヤル））で受け付けているほか、政府系金融機関の相談窓口を財務省HPでご紹介しています。詳細は下記のHPをご覧ください。

<金融庁>

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/20200228/soudan.html>

<財務省>

https://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/coronavirus-jigyousya/coronavirus-jigyousya.html

経済産業省のHPにもご活用いただける支援策を掲載しております。

詳細は下記のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



財務安定化に向けた資本の増強

「資本性劣後ローン」を 活用してみませんか？

- ☑ 期限一括返済により、**長期的な資金繰りが安定**します。
- ☑ 金融機関による資産査定上、自己資本とみなされるため、**民間金融機関等からの支援が受けやすくなります**。

①中小企業向け新型コロナ対策資本性劣後ローン

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関等からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

- ・貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者
 - ① J-Startup に選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
 - ②再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者
 - ③事業計画を策定し（※）、民間金融機関等による支援体制が構築されている事業者
- （※）国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者
- ・貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）
- ・貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）※5年を超えれば期限前弁済可能
- ・貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・危機対応	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%

②中堅・大企業向け資本性劣後ローン

日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け売上減少などの要件を満たす事業者に対し、資本性のある劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します。

※中堅企業は当初3年間原則▲0.5%の利子補給

※ご利用には審査があります

※令和3年2月18日現在のもの

《お問い合わせ先》

相談窓口	電話番号
日本政策金融公庫 （事業資金相談ダイヤル）	0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 （事業資金相談ダイヤル）	0120-981-827
商工組合中央金庫 （相談窓口）	0120-542-711
日本政策投資銀行 （新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口）	0120-598-600